

奈良県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十六号

奈良県条例の一部を改正する条例

奈良県条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十六の五の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「第一項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「より同項」を「より第一項」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第三十七条の十六の六第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第四項中「第二項の農地保有合理化法人が同項」を「農地保有合理化法人等が第二項」に、「不動産取得税の」を「不動産取得税額の」に、「又は農地保有合理化法人」を「又は農地保有合理化法人等」に改める。

第三十七条の十八の二第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

附則第八条の四中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の奈良県条例第三十七条の十六の五第一項及び第三項、第三十七条の十六

の六第二項及び第四項並びに附則第八条の四の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。